平成２２年（フ）第１０号
佐賀県唐津市和多田南先石６番46―101号
レオパレスＹＯＵⅡ
破産者　徳田　茂春
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第３号
熊本県宇城市不知火町高良2611番地
破産者　松﨑　茂人
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１５０号
北海道旭川市旭町２条11丁目128番地の213
ツインクル旭町102
破産者　藤原　政喜
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２０号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字東神山前59番地３
破産者　高橋　一彦
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第４６号
宮城県東松島市矢本字北浦18番地
破産者　及川　義將
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第４１４号
神奈川県藤沢市辻堂太平台１丁目５番16号
クレスト湘南Ａ―１
破産者　加藤　　修
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８６号
新潟県新発田市諏訪町３丁目１番３号
破産者　本間　渉子
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１０８号
新潟県新発田市諏訪町１丁目14番15号　ハイツパーシモン102
破産者　大山　圭一
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第９号
長野県上田市上田原1210番地22
破産者　柳澤　孝一
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第４５７号
静岡県浜松市中区広沢２丁目22番24号
破産者　夏山きく子こと　金　　壬粉
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
静岡県磐田市白羽617番地１
破産者　河合　勝利
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２９２号
静岡県浜松市東区半田山５丁目23番25号
破産者　山本　豊年
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３７７号
静岡県袋井市田町２丁目10番地の３エクセル402号室
破産者　坂本　　豊
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
愛知県蒲郡市栄町16番24号、住民票上の住所愛知県西尾市葵町96番地
破産者　内田モータースこと　内田　東一
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１２３号
愛知県田原市田原町晩田48番地11
破産者　高先　星吾
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２７１号
滋賀県高島市マキノ町山中533番地
破産者　粟津　秀朗
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２号
京都府京丹後市大宮町下常吉498番地の４
破産者　大木　直隆
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１７９号
奈良県大和郡山市南郡山町５―３　ミュール大和郡山403号、住民票上の住所奈良県大和郡山市箕山町８番10号
破産者　髙垣真由美（旧姓森下）
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２３３号
奈良市芝辻町４丁目11番地の13　デアイマンション303号
破産者　遊食亭こと　土内　　勉
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１１５号
長崎県大村市竹松本町729番地11
破産者　島内　和則
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係